

諮詢番号 令和4年度諮詢第2号
答申番号 令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 松戸市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は、〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）からの生活保護の申請に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 同年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人に対して、「生活保護のしおり」を用いて保護の補足性（法第4条）や、年金の受給は届出義務のある収入に当たること、保護費の返還（法第63条）が必要となる場合のこと等について説明を行った。
併せて、「収入があったときには」を用いて年金遡及受給についても説明を行った。この内容について、審査請求人は、説明を受け、理解した旨の文書として「『収入があったときには』の内容に関する確認について」において、同日付けで署名捺印をした。
- 3 （省略）
- 4 同年〇〇月〇〇日、審査請求人の〇〇〇〇翌日に、処分庁は、審査請求人に対し、改めて「生活保護のしおり」を用い、制度の説明を行い、審査請求人は、同日付けで説明を受けた旨の署名捺印をした。
- 5 同年〇〇月〇〇日、審査請求人は、処分庁の助言により、松戸年金事務所に老齢厚生年金受給申請を行った。
その際、処分庁は、審査請求人に対して、保護受給中の資力の発生により、老齢厚生年金の遡及受給分は返還になる旨等を口頭にて説明した。
- 6 同年〇〇月〇〇日、処分庁は、同日付け松福一第〇〇号の〇〇をもって、審査請求人の老齢厚生年金遡及受給に伴う生活扶助費の過払いについて、法第63条（費用返還義務）の適用に係る事前通知を審査請求人宅へ郵送した。

- 7 処分庁が提出した令和〇年〇〇月〇〇日付け弁明書によると、令和〇年〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人が提出した年金証書から老齢厚生年金受給が決定したことを確認し、年金額確認のため審査請求人に年金支払通知書の提出を求めたが、審査請求人は、年金支払通知書の提出を拒否した。
- 8 同年〇〇月〇〇日、処分庁は審査請求人に対し、年金遡及受給分が返還になること、保護の補足性の原理等について電話にて説明したところ、審査請求人はこれを拒否した。
- 9 同年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人に対し支給される年金額を確認するため、法第29条の規定に基づき、松戸年金事務所へ調査を行い、同日付け年金額歴史回答票等により、老齢厚生年金遡及受給分として〇〇〇〇円（令和〇年〇〇月分から〇〇月分まで）が同年〇〇月〇〇日に振り込まれることを確認した。
- 10 同年11月25日、処分庁は、審査請求人に対し、老齢厚生年金遡及受給分〇〇〇〇円について、同日付けで法第63条の適用決定及び法第77条の2に基づく費用徴収決定に関する処分（松福一第〇〇号の〇〇。以下「本件処分」という。）を行った。
- 11 同年12月11日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求（令和2年（審）第11号。以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めてい
る。

（省略）

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めてい
る。

（省略）

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とおおむね同旨であり、

その要旨は、以下のとおりである。

1 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、前記「第2 審理関係人の主張の要旨」1及び3のとおり、本件処分について、説明が不足していること、文面等にて審査請求人が承諾していないこと、本件処分にかかる保護開始以前から審査請求人と松戸市職員との間でのトラブル（審査請求人が主張するところの脅迫）について市長に抗議していること、弁明書に○○○と記述があるのは弁護士によると名誉毀損であること等を理由として、本件処分の違法又は不当を主張し、取消しを求めるものと解される。

2 本件処分の妥当性について

(1) 費用返還決定について

ア 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるが、資産等はあっても、すぐにはその活用ができず、急迫した事由がある場合に、必要な保護が行われることが妨げられるものではない（法第4条第3項）。

そして、被保護者が急迫した場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたときには、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

イ 返還額について

（ア）恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を返還額として認定することとされる（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号 厚生事務次官通知）第8 3 (2) ア (ア)）。

（イ）保護の実施機関においては、返還額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立更生の観点から考慮をすべきであり、上記の観点を考慮しないことなどにより、返還額の決定が、被保護者世帯の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くような場合には、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるものと解される

(大阪地方裁判所平成29年5月11日判決)。

もっとも、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、年金を遡及して受給した場合以外と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこととされている(24年通知1(2))。

「(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められること

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日でないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」

ウ 本件処分について

審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日から法に基づく保護を受けていたが、同年〇〇月に遡って老齢厚生年金の支払いを受け取る権利を取得し、同年〇〇月〇〇日に同年〇〇月分から〇〇月分までの老齢厚生年金〇〇〇〇円を支給されている。

前記2(1)イ(イ)のとおり、資力の発生時点は、年金受給権発生日であるから、審査請求人の老齢厚生年金に関する資力の発生時点は、令和〇年〇〇月となる。

よって、審査請求人は、令和〇年〇〇月に資力が発生していたにもかかわらず、同年〇〇月〇〇日から法に基づく保護を受けているため、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことになり、法第63条の規定により、その保護を受けた金額の範囲内において、処分庁の定める額を返還しなければならないこととなる。

令和〇年〇〇月分から同年〇〇月分までの保護費の合計は〇〇〇〇円であり、この範囲内で返還義務が生じる。

審査請求人が遡及して受給した老齢厚生年金額〇〇〇〇円は、当該保護費の額の範囲内である。

すなわち、審査請求人が遡及して受給した老齢厚生年金の全額が返還を要する額となる。

なお、前記2(1)イ(イ)のとおり、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費については、事前に相談のあったやむを得ない理由により控除する費用を認める場合があるとされている。しかし、審査請求人が処分庁に対して、返還額からの控除についての相談を行った旨の主張や証拠が確認されないことから、本件において、審査請求人について自立更生費の控除を認める真にやむを得ない理由は認められない。

よって、遡及して受給した老齢厚生年金の全額の返還を求めて、審査請求人の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くような場合には当たらず、本件処分は、違法又は不当とは認められない。

(2) 説明が不足していること及び文面等にて審査請求人が承諾していないことについて

審査請求人は、老齢厚生年金等の返済について、文面等にて承諾しておらず、また説明不足である旨の主張をしている。

しかし、審査請求人は収入の申告義務について記載されている書面に令和〇年〇〇月〇〇日付けで署名捺印している上、「〇〇月〇〇日に生活保護に関する全ての説明を受けました。」と自署した書面を処分庁に対して提出しており、処分庁は、審査請求人に対して、収入のあった場合には

保護費が減額されることがあることについて、一般的な説明を行ったと認められる。

また、処分庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名宛人に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとされている（行政手続法第14条第1項）ところ、本件処分の通知書には根拠規定（法第77条の2）が示されており、本件処分の根拠となる事実関係や処分の理由に加え、返還額の算定根拠（「令和〇年〇〇月〇〇日に入金のあった老齢・厚生年金遡及受給分〇〇〇〇円から必要経費〇円及び自立更生費〇円を控除した。」）も、具体的に記載されていることから、審査請求人は、本件処分の通知書の記載自体から、処分庁が、令和〇年〇〇月〇〇日に入金のあった老齢厚生年金遡及受給分と同額の〇〇〇〇円について法第77条の2により返還を求める内容とする本件処分を行ったことを了知し得ると認められる。

したがって、本件処分の理由の提示が不十分とは認められないため、処分庁からの説明が不足しているとする旨の審査請求人の主張は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

(3) 本件処分に係る保護開始以前に生じた本市職員とのトラブル及び名誉毀損について

審査請求人は、本件処分に係る保護開始以前に生じた本市職員とのトラブルについて市長からの謝罪がないこと及び処分庁が弁明書において〇〇〇という表現を用いたことが名誉毀損に当たる等のことから、これらのことが解決しないまま本件処分をするのは不当である旨の主張をしている。しかし、当該トラブルや、〇〇〇という表現が名誉毀損に該当するか否かは、審査請求の対象外であり、それらにより本件審査請求に係る処分の効力に影響はなく、本件処分が違法又は不当となることはないため、審査請求人の主張は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する

ことが相当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和5年1月27日 審査庁からの諮詢

令和5年2月20日 審議

令和5年4月 5日 審議

付言

(省略)